

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、市議会の承認を求める。

令和7年6月13日提出

三次市長 福岡誠志

## 専決処分第4号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について，次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

三次市長 福岡誠志

### 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三次市国民健康保険税条例（平成16年三次市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め，同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に，「24万円」を「26万円」に改め，同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め，同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の三次市国民健康保険税条例の規定は，令和7年度以

後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和6年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。